

# 定期監査結果に 基づく措置通知

(平成26年7月15日公表)

IF  
O  
VA  
S

高松市監査委員告示第14号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年7月15日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

香川 洋二 (かがわ ようじ)

十川 信孝 (そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ [kansa@city.takamatsu.lg.jp](mailto:kansa@city.takamatsu.lg.jp)

# 【定期監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.7.15

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	対象部局	所管課等	措置通知日
No.1	H15	H15.6.12	第8号	意見	行政財産の目的外使用許可期間の見直しについて	P5	財政局	財産経営課	H26.5.20
No.2							上下水道局	財務管理課 (財産契約室)	
No.3	H20	H20.8.15	第9号	指摘	検収等に係る事務処理を適正にすべきもの	P3	総務局	秘書課	H26.3.31
No.4	H22	H23.2.18	第1号	指摘	適正な契約書を作成すべきもの	P11	環境局	西部クリーンセンター	H26.6.27
No.5	H23	H24.2.20	第1号	指摘	特定の随意契約に係る公表をすべきもの	P2	創造都市推進局	競輪場事業課	H26.3.31
No.6				指摘	契約書を適正に作成すべきもの	P5			
No.7	H24	H24.8.15	第19号	指摘	支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの	P2	総務局	秘書課	H26.3.25
No.8				指摘	支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの	P2		人事課	
No.9				指摘	発注簿の事務処理を適正にすべきもの	P3			
No.10				指摘	遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの	P3	財政局	資産税課	H26.5.16
No.11				指摘	市外出張命令に係る事務処理を適正にすべきもの	P6			
No.12				指摘	見積徴収伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの	P8			
No.13				指摘	単価契約に係る執行伺の財政審査を適正にすべきもの	P9			
No.14	H25.2.20	第1号	意見	予定価格の算定について	P7	健康福祉局	保健対策課 (地域医療対策室)	H26.6.16	
No.15	H25.8.20	第20号	指摘	随意契約に係る執行伺決裁を適正にすべきもの	P2	教育局	総務課 (新設統合校整備室)	H26.4.1	
No.16			意見	教育活動指導費補助金交付に係る事務処理について	P5		人権教育課	H26.6.17	
No.17	H25.11.22	第27号	指摘	契約書等の収入印紙について	P8	上下水道局	浄水課	H26.4.22	
No.18			指摘	発注簿に係る事務処理について	P10			H26.6.30	
No.19			指摘	単価契約に係る契約書の作成について	P9		お客さまセンター	H26.4.28	
No.20	H26.2.20	第1号	意見	屋外広告業の更新登録に関する手続等について	P3	都市整備局	都市計画課	H26.3.31	
No.21			指摘	業務委託契約に係る仕様書の作成等について	P5		河港課	H26.4.1	
No.22			指摘	緊急工事に係る発注簿等の事務処理について	P6		公園緑地課	H26.5.15	

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1・2

監査実施年度／対象部局

平成15年度 土木部 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第8号

告示日

平成15年6月12日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年5月20日

指摘・意見の項目

行政財産の目的外使用許可期間の見直しについて

内容

行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第2号では、行政財産を電気又は電気通信の線路等を設置するために使用させる場合の使用許可期間は、3年以内とすることと規定しているが、今回の監査で指摘した事項にもあるように、同期間を5年としている事例が、他の部局でも見受けられたので、電柱等のように恒常的に使用されるものは、同使用許可に係る事務処理の簡素化を図るためにも、同期間の見直しについて、関係課と検討されたい。

公表文該当ページ

5ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki15/612.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

財政局 財産経営課

上下水道局 財務管理課（財産契約室）

措置結果

本市における行政財産の目的外使用における許可期間については、行政財産の目的外使用許可に関する取扱基準第7項第1号において、原則1年以内としているが、恒常的に使用される電気又は電気通信の線路等を設置するために使用させる場合の使用期間は同項第2号により、3年以内としている。

一方、他の中核市においては、電柱等に係る使用期間を本市と同様に3年とするもののほか、1年若しくは5年とするものも見受けられるが、新版逐条自治法の解説では、その期間はなるべく短い期間とすることが望ましく、通常1年以内を原則とし、著しく実情に沿わない場合に限り適宜必要の程度に応じて期間を延長することが適当であるとされている。

御指摘のあった、電柱等に係る使用期間を見直すことについては、平成26年5月1日に、上下水道局維持管理課と協議した結果、本市の実情から5年に改める必要がないこと、また、1年に改めることについては、許可申請件数が増加し、事務が煩雑となりかねないことなどから、3年で据え置くこととし、その結果報告を受けて、上下水道局財務管理課財産契約室においても、上下水道局の許可期間を引き続き3年とした。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象部局

平成20年度 総務部 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第9号

告示日

平成20年8月15日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年3月31日

指摘・意見の項目

検収等に係る事務処理を適正にすべきもの

内容

委託契約の履行確認に係る検収調書や、契約の相手方から提出された着手届、完了届及び完納届の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項及び別表第1文書、庶務その他の表第17項及び第19項の規定に基づき、専決者までの決裁を受けなければならないが、市長応接室用安楽椅子修繕に係る検収調書については、その検収及び受理に係る決裁を受けていないので、今後、同種の文書を取り扱う場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

公表文該当ページ

3ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/815.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

総務局 秘書課

措置結果

検収等に係る事務処理については、平成26年3月24日付けの名刺印刷に係る契約分において、検収調書を作成し、適正な検収事務を行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／対象部局

平成22年度 環境部 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成23年2月18日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年6月27日

指摘・意見  
の項目

適正な契約書を作成すべきもの

内容

高松市一般廃棄物陶最終処分場トラッシュコンバクタの修繕及び特殊車両の賃貸借の契約書は、主に物品供給（製造）に関する条項で構成されており、修繕及び賃貸借契約の契約書として適当ではないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、契約書にそれぞれの内容に合致する条項を盛り込み、適正な契約書を作成されたい。

公表文該当  
ページ

11ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/2/218.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

環境局 西部クリーンセンター

措置結果

監査結果報告を受け、平成23年2月に、センター内において検討した結果、高松市一般廃棄物陶最終処分場の特殊車両賃貸借契約書に賃貸借契約に合致する条項を盛り込むこととし、平成23年度から適正な契約の締結に改めた。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度／対象部局

平成23年度 産業経済部 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成24年2月20日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年3月31日

指摘・意見  
の項目

特定の随意契約に係る公表をすべきもの

内容

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行う場合は、高松市契約規則第17条の3の規定及び平成20年3月10日付け高監号外財産活用課長・監理課長通知「障害者支援施設等からの物品の買入れ、役務の提供を理由とする随意契約の手続きについて」により、契約内容等を公表しなければならないが、高松競輪場非開催日清掃業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約については、公表が行われていないので、今後、同種の契約を締結する場合には、適正に事務処理されたい。

公表文該当  
ページ

2ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/220.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

創造都市推進局 競輪場事業課

措置結果

特定の随意契約である高松競輪場非開催日清掃業務委託に係る社団法人高松市シルバー人材センターとの契約内容等については、高松市契約規則等に基づき、平成24年度契約締結分以降、本市ホームページにおいて公表し、適正に事務処理を行っている。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度／対象部局		平成23年度 産業経済部 定期監査	
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成24年2月20日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年3月31日
指摘・意見の項目	契約書を適正に作成すべきもの		
内容	産業廃棄物の運搬、処分等を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項及び同法施行令第6条の2第4号の規定により、委託する産業廃棄物の種類及び数量などの条項を約定しなければならないが、平成23年度じんかい収集運搬処理業務委託契約については、同条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、これらの規定により適正な契約書を作成されたい。		
公表文該当ページ	5ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki23/220.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	創造都市推進局 競輪場事業課
措置結果	産業廃棄物の収集、運搬、処分に係る業務委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等に基づき、平成25年度に締結したじんかい収集運搬処理業務委託契約から、産業廃棄物の種類及び数量などの条項を盛り込んだ契約書を作成し、適正に事務処理を行っている。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度／対象部局	平成24年度 総務局 定期監査		
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第19号	告示日	平成24年8月15日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日
			平成26年3月25日
指摘・意見の項目	支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの		
内容	<p>高松市会計規則第52条及び別表第1第11項並びに高松市発注簿等財務処理要領第9項では、契約金額が少額である消耗品費、印刷製本費、修繕料等については、発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないと規定しているが、ゴム印購入代及び観光名刺印刷代（副市長用）に係る支出負担行為兼支出命令には、発注簿等が添付されていないので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当ページ	2ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	総務局 秘書課
措置結果	支出負担行為兼支出命令に係る事務処理については、平成24年9月から、発注簿を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書とし、適正な事務処理を行っている。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度／対象部局	平成24年度 総務局 定期監査		
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第19号	告示日	平成24年8月15日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年3月25日
指摘・意見の項目	支出負担行為兼支出命令に係る事務処理を適正にすべきもの		
内容	<p>高松市会計規則第52条及び別表第1第11項並びに高松市発注簿等財務処理要領第9項では、契約金額が少額である消耗品費、印刷製本費、修繕料等については、発注簿等を添付文書管理票により支出負担行為兼支出命令の添付文書としなければならないと規定しているが、事務用品（ループクリップ）代に係る支出負担行為兼支出命令には、発注簿等が添付されていないので、今後は、これらの規定により適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当ページ	2ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	総務局 人事課
措置結果	<p>支出負担行為兼支出命令に係る事務処理については、平成24年度から、添付文書管理票により発注簿を添付し、適正な事務処理を行っている。</p>

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

監査実施年度／対象部局		平成24年度 総務局 定期監査	
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第19号	告示日	平成24年8月15日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年3月25日
指摘・意見の項目	発注簿の事務処理を適正にすべきもの		
内容	発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日及び兼命令処理日を記入しなければならないが、平成24年3月28日に見積徴取を行った職員健康管理室用衛生薬品材料については、発注日及び兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。		
公表文該当ページ	3ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	総務局 人事課
措置結果	発注簿における発注日及び兼命令処理日の記載については、平成24年度から適正に記載している。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

監査実施年度／対象部局

平成24年度 総務局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第19号

告示日

平成24年8月15日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年3月25日

指摘・意見  
の項目

遅延利息に関する条項を契約書に約定すべきもの

内容

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内にその義務を履行しないときは、履行期間の延長を認めた場合を除き、遅延日数に応じた遅延利息を徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、係長職員研修委託の契約書には、遅延利息の徴収に関する条項が盛り込まれていないので、今後、同様の契約を締結しようとする場合には、同条の規定により適正に約定されたい。

公表文該当  
ページ

3ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

総務局 人事課

措置結果

係長職員研修委託の契約書については、平成24年度から、遅延利息（遅延損害金）の徴収に関する条文を設け、適正に約定している。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

監査実施年度／対象部局

平成24年度 財政局及び出納室 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第19号

告示日

平成24年8月15日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年5月16日

指摘・意見  
の項目

市外出張命令に係る事務処理を適正にすべきもの

内容

高松市職員服務規程第14条第1項の規定により、宿泊を要しない市内出張を除き、職員は、出張をしようとするときは、庶務管理システムに所要事項を入力し、あらかじめ決裁を受けなければならないとされているが、納税課の平成23年8月16日の三木町へのお出張及び資産税課の平成24年2月10日の綾川町へのお出張に係る事務処理については、市外出張命令の処理を行うべきところ、市内出張命令簿により処理されており、庶務管理システム上の出張命令処理が行われていないので、今後、同様の出張をしようとするときは、適正に事務処理されたい。

公表文該当  
ページ

6ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

財政局 資産税課

措置結果

監査結果報告を受け、平成24年11月に開催された会議において、市外出張命令に係る事務処理について課内に周知し、以降、適正な処理を行っている。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

監査実施年度／対象部局

平成24年度 財政局及び出納室 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第19号

告示日

平成24年8月15日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年5月16日

指摘・意見  
の項目

見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの

内容

平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例では、予定金額が500万円未満で契約保証金又は連帯保証人がいずれも不要の場合は、履行保証としてその旨を表記することとなっているが、平成24年度高松市固定資産税路線価検証業務及び償却資産課税台帳等CD-ROM作成業務委託の見積徴取伺決裁には、契約保証金、連帯保証人がいずれも不要となっているにもかかわらず、以前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。

公表文該当  
ページ

8ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

財政局 資産税課

措置結果

見積徴取伺決裁に係る事務処理については、平成25年7月5日付けの地方税法附則第17条の2の規定により行う平成26年度の固定資産税(土地)評価における標準宅地の時点修正等に関する業務委託に伴う見積徴取伺決裁及び平成25年7月24日付けの平成25年度償却資産課税台帳等DVD-R作成業務委託に係る見積徴取伺決裁において、履行保証について適正に記載することとした。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

監査実施年度／対象部局	平成24年度 財政局及び出納室 定期監査		
定期監査における指摘又は意見			
告示番号	高松市監査委員告示第19号	告示日	平成24年8月15日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年5月16日
指摘・意見の項目	単価契約に係る執行伺の財政審査を適正にすべきもの		
内容	<p>高松市文書規程第16条別表第2第3項第12号エでは、委託料については、財政課長及びその指名する職員の審査を受けなければならないと規定し、文書法制事務の手引第2節第7項では、単価契約に係るものは、実施・見積徴取決裁と単価契約締結決裁の両決裁をもって執行伺とする旨規定しているが、償却資産課税台帳等CD-ROM作成業務委託の執行伺のうち、見積徴収伺決裁は、財政課の審査を受けていないので、今後、同様の契約をしようとする場合には、適正に事務処理されたい。</p>		
公表文該当ページ	9ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置	
所管課等	財政局 資産税課
措置結果	<p>単価契約に係る執行伺の財政審査については、平成25年8月8日付けの平成25年度償却資産課税台帳等のDVD-R作成業務委託に係る単価契約の締結の決裁から財政課の審査を受け、適正な事務処理を行っている。</p>

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

監査実施年度／対象部局

平成24年度 健康福祉局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成25年2月20日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年6月16日

指摘・意見  
の項目

予定価格の算定について

内容

在宅当番医制事業は、従来補助事業であったことから、補助金の基準額により委託料の予定価格を算定しているが、同基準額は予定価格の算定根拠として現状を反映していないおそれがあることから、今後は、算定根拠を明確にした上で予定価格を定めるとともに、受託者から見積徴取を行い、契約金額の適正性・妥当性を検証されたい。

公表文該当  
ページ

7ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

健康福祉局 保健対策課  
(地域医療対策室)

措置結果

在宅当番医制事業に係る予定価格については、平成26年度分から見積徴取を行い、算定根拠を明確にした上で定めた。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

監査実施年度／対象部局

平成25年度 教育委員会教育局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第20号

告示日

平成25年8月20日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年4月1日

指摘・意見  
の項目

随意契約に係る執行伺決裁を適正にすべきもの

内容

平成23年2月28日付け高契号外財務部長・会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて(通知)」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示され、予定金額が500万円未満で契約保証金又は連帯保証人がいずれも不要の場合は、履行保証としてその旨を表記するとともに、高松市契約規則第24条各号を適用した契約保証金免除の根拠規定の記載が必要とされているが、平成24年度「しおのえ学校づくりだより」配布業務契約の締結決裁については、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に表記されたい。

公表文該当  
ページ

2ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

教育委員会教育局 総務課  
(新設統合校整備室)

措置結果

随意契約に係る執行伺決裁については、平成26年4月1日付けの「しおのえ学校づくりだより」配布業務契約の執行伺決裁で、予定金額が500万円未満で契約保証金が不要であり、連帯保証人についても不要のため、履行保証としてその旨を表記し、契約保証金免除の根拠規定を記載するように改めた。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

監査実施年度／対象部局

平成25年度 教育委員会教育局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第20号

告示日

平成25年8月20日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年6月17日

指摘・意見  
の項目

教育活動指導費補助金交付に係る事務処理について

内容

平成24年度予算の執行方針では、補助金等については、予算計上済みといえども、さらに補助の目的、内容等を精査の上、繰越金があるものは特に留意し、より適切な執行に努めることとしているが、平成24年度教育活動指導費補助金の交付申請に係る収支予算書では、各項目に所要額は記載されているものの、摘要欄に記載がないものや、記載はあるものの具体性に欠け、金額の算出根拠が明らかになっていないもの、また、収支決算書についても、その積算や支出の根拠が明らかになっていないものが見受けられたので、今後は、同補助金交付申請者に対し、収支予算書及び収支決算書へ所要額の算出根拠や支出根拠等の記載を行うよう指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や実績確認を行い、補助金支出の透明性や説明責任の確保に努められたい。

公表文該当  
ページ

5ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

教育委員会教育局 人権教育課

措置結果

教育活動指導費補助金交付に係る事務処理については、平成25年度実績報告における収支決算書及び平成26年度補助金交付申請における収支予算書へ、所要額の算出根拠や支出根拠の記載を行うよう指導し、これに基づき、実績確認や交付決定の審査を行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

監査実施年度／対象部局

平成25年度 上下水道局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年4月22日

指摘・意見  
の項目

契約書等の収入印紙について

内容

契約書等に貼付する収入印紙については、印紙税法第2条、第3条第1項、第7条、第8条の規定により、同法別表第1課税物件表の各号の課税物件の区分に応じ、作成者は当該課税文書の種類により課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を貼り付けることにより印紙税を納付することとされているが、西八幡地区深井戸水位観測用地の賃借に係る土地賃貸借契約書については、各号文書に該当するもので、契約金額が1万円以上であるにもかかわらず、収入印紙が貼付されていないので、今後は、印紙税法に基づき適正な収入印紙が貼付された契約書等を収受されたい。

公表文該当  
ページ

8ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

上下水道局 浄水課

措置結果

監査結果報告を受け、平成25年11月に課内において、印紙税法に基づいた適正な事務処理を行うよう、改めて周知するとともに、平成26年4月1日付けの西八幡地区深井戸水位観測用地の賃借に係る土地賃貸借契約に当たり、適正な収入印紙が貼付された契約書を収受した。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

監査実施年度／対象部局

平成25年度 上下水道局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年6月30日

指摘・意見  
の項目

発注簿に係る事務処理について

内容

高松市上下水道局発注簿等財務処理要領第4項第1号により、発注簿等による発注に当たっては、これが事実上の支出負担行為であると認識しなければならないが、給排水設備課のゴム印購入に係る発注簿については、見積徴取日が誤って記載されており、浄水課の御殿北香東川河床整備工事に係る発注簿については、工事発注日が記載されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同要領の規定により、適正に事務処理されたい。

公表文該当  
ページ

10ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

上下水道局 浄水課

措置結果

監査結果報告を受け、平成25年11月に課内において、高松市上下水道局発注簿等財務処理要領に基づいた事務処理を行うよう、改めて周知するとともに、平成25年11月以降の発注簿に係る事務処理については、現場検査（確認）及び兼命令処理の際に記載漏れ等の確認を行い、適正な事務処理を行っている。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

監査実施年度／対象部局

平成25年度 上下水道局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第27号

告示日

平成25年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年4月28日

指摘・意見  
の項目

単価契約に係る契約書の作成について

内容

高松市契約規則第21条第1項ただし書の規定により、単価による契約を締結する場合には契約書の作成を省略することができないが、平成24年度自動検針システム利用料については、請書により契約を締結しているため、今後、同種の契約を締結する場合は、適正に事務処理されたい。

公表文該当  
ページ

9ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

上下水道局 お客さまセンター

措置結果

自動検針システム利用に関する契約書の作成については、高松市契約規則に基づき、平成26年度と同契約において契約書を作成し、適正な事務処理を行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

監査実施年度／対象部局

平成25年度 都市整備局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成26年2月20日
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年3月31日
指摘・意見の項目	屋外広告業の更新登録に関する手続等について		
内容	<p>高松市屋外広告物条例及び同施行規則の規定により、本市において屋外広告業の登録を受け、当該登録の期間満了後、引き続き屋外広告業を営もうとする業者は、満了の日の90日前から30日前までの間に所定の申請書を提出し、更新の登録を受けなければならない。これらの登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合は罰則の対象となることから、更新登録の手続については所定の期間内に行う必要があるが、屋外広告業者への更新登録の案内通知は適切に行われていたものの、罰則規定についての周知がなく、また、職員の同条例等に対する理解が不十分であるように見受けられたので、今後においては、関係規定にのっとった事務処理がなされるよう努められたい。</p>		
公表文該当ページ	3ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/220.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置

所管課等	都市整備局 都市計画課
措置結果	<p>罰則規定の周知については、平成26年3月20日付けの屋外広告業の登録期間満了に伴う更新登録の案内通知の際、登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合の罰則を明記するとともに、職員間で条例等の内容について十分認識し、関係規定にのっとった適切な事務処理を行った。</p>

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

監査実施年度／対象部局

平成25年度 都市整備局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成26年2月20日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年4月1日
指摘・意見の項目	業務委託契約に係る仕様書の作成等について		
内容	<p>高松市契約規則第18条の2では、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことを規定しているが、平成24年度女木港海岸緑地清掃等業務委託ほか9件の各清掃等業務委託については、同一の金額により契約が締結されているが、業務の具体的内容を示した仕様書が添付されておらず、実績報告書の内容に照らしても、同額により契約を締結することについて合理性を欠くものとなっているので、今後は、委託料の積算根拠となる業務内容を明確に記載した仕様書を作成の上、契約の締結を行うとともに、仕様書の内容に沿った実績報告書を提出させることにより、適正に業務の履行確認を行われたい。</p>		
公表文該当ページ	5ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/220.pdf</a>		

指摘又は意見に対する措置

所管課等	都市整備局 河港課
措置結果	<p>業務委託契約（女木港海岸緑地清掃等業務委託ほか9件の各清掃等業務委託）に係る仕様書の作成等については、平成26年度発注分から、高松市契約規則第18条の2の規定により、見積書の徴取に当たり、見積りに必要な事項を明確に示すため、委託料の積算根拠となる業務の具体的内容を明記した仕様書を添付することとし、業務完了後において、仕様書の内容に沿った実績報告書の提出を受け、適正に業務の履行確認が行えるように改めた。</p>

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

監査実施年度／対象部局

平成25年度 都市整備局 定期監査

定期監査における指摘又は意見

告示番号

高松市監査委員告示第1号

告示日

平成26年2月20日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成26年5月15日

指摘・意見  
の項目

緊急工事に係る発注簿等の事務処理について

内容

緊急工事に係る発注簿等の事務処理については、発注簿等財務処理要領及び高松市緊急工事事務処理要領に基づき適正に行わなければならないが、平成25年5月16日付け起案（発注時）の香西5号線枯損木撤去緊急工事に係る発注簿（見積時等）については、起案日の記入がされていないので、今後、同種の発注を行う場合は、これらの要領により適正に事務処理されたい。

公表文該当  
ページ

6ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/220.pdf>

指摘又は意見に対する措置

所管課等

都市整備局 公園緑地課

措置結果

緊急工事に係る発注簿等の事務処理については、関係職員へ発注簿等財務処理要領及び高松市緊急工事事務処理要領の周知・徹底を図るとともに、平成26年3月から、審査出納員が審査のチェック項目を設定するなど、審査体制を強化した。